

財産承継の成功事例を知るニュースレター

NEWSLETTER

2024.12. Vol.178

財産承継 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『法定相続人が甥姪 11 名となる遺言執行業務』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 榮一朗
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引士
ビジネス法務エキスパート◎
1974 年生れ おひつじ座 B 型
趣味：子育て、キャンプ、釣り

<ごあいさつ>

こんにちは。
財産承継コンサルタント／行政書士の銚立です。

今年も早いもので 12 月になりました。

個人的に、今年を漢字一文字で表すと、「動」になるでしょうか。

7 年ぶりに車を購入し、仕事・プライベートで新しい足となり、よく動き回った 1 年でした。

また、今年は節目の 50 歳を迎え、人生の残り時間を意識するように。

悔いのないように、人生で一番若い「今」を大事に生きていきたいと思えます。

<サポート事例>

『法定相続人が甥姪 11 名となる遺言執行業務』

★この事例のポイント

- 東京都で公正証書遺言を作成後、静岡県の有料老人ホームにて逝去
- 法定相続人は甥姪 11 名
- 相続開始前 3 年以内の暦年課税に係る贈与あり

10 年ほど前、ご主人がお亡くなりになった際の相続手続きをサポートして以来、ご所有されていた収益物件のリフォーム工事に関するトラブル対応、ご自身の公正証書遺言の作成など、折に触れてサポートをさせていただいていた S.K 様。

ご主人亡きあとは、東京都杉並区の自宅マンションで一人暮らしをされていましたが、7 年前に、甥姪たちが住む静岡県の有料老人ホームに転居されていました。

S.K 様はお子様がいらっしゃらなかったため、作成した公正証書遺言の内容は、自身の財産（主に預貯金）は、世話になっている甥姪 7 名に均等に相続させるというもので、当職が遺言執行者に指定されていました。

昨年末、姪の M 様（75 歳）、N 様（64 歳）よりご連絡をいただき、S.K 様が御年 100 歳でお亡くなりになったとのこと。

今後の手続きの流れのご説明と、資料一式をお

つづき↓

預かりするため、浜松市のN様のご自宅にて打ち合せを行いました。

S.K様が残された預貯金は、静岡県にある地方銀行と信用金庫、それとゆうちょ銀行にまとめているとのこと。また、6年前より、甥姪7名様がS.K様より毎年生前贈与を受けているとのことでした。

打ち合せの際に、各金融機関の通帳、生前贈与関係の資料、保険関係の資料、杉並区の介護保険等の還付金関係の資料、葬儀費用関係の資料、有料老人ホームへの未払金関係の資料などをお預かりし、その足で、各金融機関を回り、残高証明書の請求手続きを行いました。

東京に戻ると、まず戸籍謄本等の収集を行い、法定相続情報一覧図を作成。

法定相続人となる甥姪11名全員に対して、遺言執行者任務開始の通知書を送付し、遺言執行者としての任務を開始しました。

遺産内容の調査・確定後は、財産目録を作成し、法定相続人各位に報告。

その後、各金融機関への預貯金の解約・払戻し手続き、杉並区への介護保険等の還付金関係の請求手続き、本人が受取人となっていた養老保険の解約手続き、個人年金保険の未払い請求手続きなどを実施。

集約した解約・払戻金等を遺言の内容通りに甥姪7名へ送金し、最後に、法定相続人各位に任務終了の通知書兼報告書を送付し、遺言の執行手続きが完了しました。

相続税については、パートナー税理士に相続開始前3年以内の暦年課税に係る贈与の状況、保険の契約状況、葬儀費用関係の資料などを共有し、甥姪7名様分の申告をサポートさせていただきました。

ただきました」(静岡県浜松市 M様 75歳、N様 64歳)

——実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

東京⇄浜松という距離を当初は心配しましたが、全くそんな事は問題なくスムーズに進めていただきました。

浜松に来てからの動きも、事前に連絡していただいたので、困ることはありませんでした。対応も早く大変良かったです。

相続をするにあたって、今後の流れや、いつ頃というおおよその見通しなどを都度教えてくれたことはありがたかったです。

<お客様の声>

■「東京⇄浜松という距離を当初は心配しましたが、全くそんな事は問題なくスムーズに進めてい

<編集後記>

今年に入って各月でソロキャンプに行っています。今回は、キャンパーの聖地と言われている「ふもとっばら」に行ってきました。キャンプ場の、どの場所からも富士山がドーンと見えるはずでしたが、到着したときはガスが出ていてほとんど見えず。が、夕方ぐらいから徐々に姿を現し、夜にはバッチリ、翌日は快晴で最高の富士山を眺めることができました。さて、次はいずこへ…

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の「ハッピーな将来を実現する」お手伝いしております。

<主要業務>

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買 家族信託
成年後見 貸地・借地 家庭の資金繰りサポート

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許可申請 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎社内研修、顧客向け講演会・セミナー等の講師

についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っている
- 経営の問題で困っている
- お客様の問題解決の支援をしたい

お気軽に
ご連絡ください!

行政書士
銚立榮一朗事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事(3)第94647号

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <https://www.hokodate-jimusyo.com> >>

銚立 事務所

検索

ネットからも本紙を
見ることができます。

詳しくはこちら →



または、「サポート通信オンライン」で検索
<https://hokodate-jimusyo.com/news.html>

* 送付先の変更をご希望の場合は、お気軽に当事務所までご一報ください!